

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を平成25年9月期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

平成25年9月期における減損処理額は、1百万円（うち、株式-百万円）、平成26年9月期における減損処理額は、-百万円（うち、株式-百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

〔平成25年9月期・平成26年9月期〕 該当ございません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

〔平成25年9月期・平成26年9月期〕 該当ございません。

その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成25年9月30日	平成26年9月30日
評価差額	2,484	4,556
その他有価証券	2,484	4,556
(△) 繰延税金負債	—	△ 1,492
その他有価証券評価差額金	2,484	3,064

デリバティブ取引の時価等に関する事項

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引 〔平成25年9月期・平成26年9月期〕 該当ございません。
- (2) 通貨関連取引 〔平成25年9月期・平成26年9月期〕 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 〔平成25年9月期・平成26年9月期〕 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 〔平成25年9月期・平成26年9月期〕 該当ございません。
- (5) 商品関連取引 〔平成25年9月期・平成26年9月期〕 該当ございません。
- (6) クレジットデリバティブ取引 〔平成25年9月期・平成26年9月期〕 該当ございません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引 〔平成25年9月期・平成26年9月期〕 該当ございません。
- (2) 通貨関連取引 〔平成25年9月期・平成26年9月期〕 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 〔平成25年9月期・平成26年9月期〕 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 〔平成25年9月期・平成26年9月期〕 該当ございません。